

過疎地域における税制特例、金融措置について

令和元年7月23日

令和元年度第2回過疎問題懇談会

新たな対策に向けて～持続可能な低密度地域社会の実現～（中間的整理）（抜粋）

過疎平成31年4月5日 過疎問題懇談会（座長：宮口早稲田大学名誉教授）公表

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(5) 支援制度のあり方

⑤ 税制措置

過疎地域における新たなしごとづくりの検討を踏まえ、対象業種の拡大等の検討を進めていくことが考えられる。

⑥ 金融措置

日本政策金融公庫等の政府機関による低利融資の継続・充実を検討することが考えられる。

（参考）3 過疎地域を取り巻く環境の変化

(2) 過疎地域の課題の克服に向けた新たな兆し

② しごとづくりの新たな展開

近年、過疎地域においては、「起業化」、「継業化」、「移業化」、「多業化」といった新たなしごとづくりの実践が積み重ねられてきている。

「起業化」は、地域で新たな仕事を作り出す動きで、地域おこし協力隊などがカフェやゲストハウスを開業する、地域商社を立ち上げるなどの事例がこれに当たる。「継業化」は、地域で行われている仕事を引き継ぐ動きで、温泉地にある民宿を引き継ぐなどの事例がこれに当たる。「移業化」は、移住者が元々持っていた仕事を地域に持ち込む動きで、IT系ベンチャー企業のサテライトオフィスなどの事例がこれに当たる。「多業化」は、複数の仕事を組み合わせて生計を立てる動きで、林業と農業、カヌーなどのインストラクター、移動料理店などの自営業を複合させる事例などがこれに当たる。

また、それぞれの産業分野において、自伐型林業、小ロットでも付加価値を生む地域産品の開発、再生可能エネルギーの活用、農家民泊等の自然環境を生かした体験型観光商品の開発等、地域資源の特徴を生かしたスモールビジネスが広がっている。地域資源を活かした観光や製品づくりと、ネット環境を活用した宣伝や販売をマッチングさせるなどの取組も考えられる。

従来の企業誘致や大規模な観光開発事業などの外来型開発ばかりに目を向け、地域には仕事がないと嘆いていても過疎地域に仕事は生まれない。「起業化」、「継業化」、「移業化」、「多業化」といった新たなしごとづくりの動きに目を向け、地域民が外部のアクターと連携しながら、地域の自然資源や人材を活用して、都市部にはない価値を作り出すことが重要である。

過疎地域における税制特例について

過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べる措置。

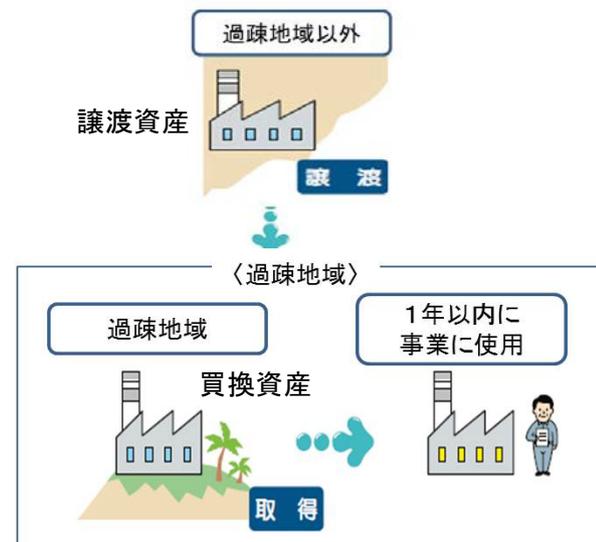
1. 内 容: 譲渡益の一部(80%)について、所得税・法人税の課税を繰延べ。

(考え方)

- 買い換えた資産について、買換資産の取得価額又は譲渡資産の対価の額のいずれか少ない方の金額に、譲渡対価にかかる差益分を乗じた額の80%の範囲内で、買換資産の帳簿価額を圧縮できる(帳簿価額の減額分に税率を乗じた額が当該年度における減収額となる)。

(例) 譲渡資産の対価5億円(うち譲渡益4億円)、買換資産の取得価額3億円の場合
圧縮限度額: $3\text{億円} \times 4 / 5 \times 0.8 = 1.92\text{億円}$

- なお、買換資産の減価償却の累計額は、帳簿価額を減額した分だけ少なくなるので、減価償却期間を通じて損金算入できる額自体は変わらない(課税を繰延べする効果のみ)。



2. 適用期間: 3年間(所得税: 令和2年(2020年)12月31日まで、法人税: 令和2年(2020年)3月31日まで)

3. 経 緯: 昭和45年過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。

4. 適用実績:

	適用件数	適用額 (損金算入額)	減収見込み額
H27	4	1億3882万円	3317万円
H28	8	13億1968万円	3億0880万円
H29	3	7億7803万円	1億8205万円

※適用件数及び適用額については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。
※減収見込み額については、適用額に基本税率を乗じて算出。

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

過疎地域における雇用の増大を図るため、過疎地域内で個人又は法人が製造業等の設備等を新增設して事業の用に供した場合に特別償却が可能。

1. 内容

○ 個人又は法人が、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法の定めにより、建物、機械等の資産について、通常の償却額に加え、その事業年度に限り、取得価額の一定割合を特別償却額として計上し、損金に含めることができる。これにより、課税の繰り延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができる。

○ 税目：所得税、法人税

○ 対象設備：

設備\業種	製造業	旅館業	農林水産物等販売業
建物及び附属設備	○	○	○
機械及び装置	○	—	○

○ 特別償却率：建物及び附属設備…取得価額の6/100、機械及び装置…取得価額の10/100

2. 適用期間： 2年間(令和3年(2021年)3月31日まで)※平成31年度税制改正で期間延長

3. 経緯： 昭和45年過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。
対象業種、取得価額及び特別償却率は順次見直し。

4. 適用実績：

	適用件数	適用額 (特別償却限度額)	減収見込み額	本特例を活用した設備 投資に係る新規雇用者数
H27	68	8億6857万円	2億0758万円	185人
H28	68	11億3351万円	2億6524万円	132人
H29	76	16億4689万円	3億8537万円	260人

※ H27~29の適用件数及び適用額については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。

※ 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数については、「過疎対策室調査」による。

※ 減収見込み額については、適用額に基本税率を乗じて算出。

5. 運用： 本特例措置が過疎地域内における雇用の増大に寄与していることを市町村が確認(平成31年4月5日付総行過第35号)。 4

過疎地域自立促進特別措置法に基づく地方税の課税免除等に対する減収補填措置

都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。

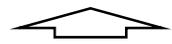
製造業・旅館業・農林水産物等販売業

過疎地域において、減価償却資産の取得価額の合計が2,700万円を超える設備を新增設した場合(※1)



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地



地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
(最初に課税免除等を行った年度から3年間(※2))

※1: 市町村の廃置分合又は境界変更に伴い過疎法第33条第1項に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった地区を除く。

※2: 不動産取得税は当該年度分。

畜産業・水産業(※3)

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超~1/2以下の場合



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------



地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

※3: 過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

○適用実績

	適用件数	減収補填額
H27	1,405	36億0061万円
H28	1,617	40億1745万円
H29	1,685	43億2729万円

※1 適用件数及び減収補填額については、過疎対策室調査による。

※2 件数は、業種及び税目毎に、1事業者を1件として計上している。

また、同一事業者が複数の地方公共団体にあるそれぞれの事業所で課税免除等の適用を受けた場合は、それぞれを1件として計上している。

過疎地域自立促進特別措置法における税制措置の規定

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第二十九条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第三十条 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業(過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度(個人が行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

過疎法に基づく税制特例と他の税制特例措置との比較①

	過疎法に係る税制特例①	過疎法に係る税制特例②	条件不利地域振興立法に係る税制特例	小さな拠点税制
特例	買換え特例	特別償却	割増償却	税額控除
税目	所得税・法人税	所得税・法人税	所得税・法人税	所得税
対象地域	過疎地域	過疎地域	各条件不利地域振興立法に定める地域 (半島、離島、奄美、振興山村)	中山間地域等の 集落生活圏
対象業種 /設備	制限なし	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等 (振興山村は、地域資源を活用する 製造業、農林水産物等販売業のみ)	対象地域において雇用を創出 する事業、生活サービスを提供する事業
内容	個人又は法人が、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合に、当該譲渡による譲渡益の一部(80%)について課税を繰り延べることができる。	個人又は法人が、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合に、特別償却(※)を適用できる。 (※) 機械等:取得価額の10% 建物等:取得価額の6%	各条件不利地域振興立法に定める地域(半島、離島、奄美、振興山村)のうち、租税特別措置法に基づく要件を満たした地域において、対象の事業者が一定の対象設備を新規取得等して事業の用に供した場合に、割増償却(※)を適用できる。 (※) 機械等:普通償却限度額の32% (振興山村は24%) 建物等:普通償却限度額の48% (振興山村は36%)	中山間地域等において、地方公共団体と連携し、地域製品の開発・販売や農家レストランなどのコミュニティビジネスや住民向け生活サービスを営む株式会社に対して、個人が出資した場合に、出資者に対する所得税の控除(※)を適用できる。 (※) (対象企業への出資額 -2千円)×所得税率
特例適用の際の計画策定の有無	不要	不要	自治体が策定する産業振興促進計画等 (主務大臣が認定や同意)	自治体が策定する地域再生計画 (内閣総理大臣が認定)
実績(平成29年度法人税)	3件	76件	73件	—

過疎法に基づく税制特例と他の税制特例措置との比較②

	地方拠点強化税制	中小企業投資促進税制	中小企業経営強化税制	省エネ再エネ高度化投資促進税制
特例	・特別償却 ・税額控除	・特別償却 ・税額控除	・即時償却 ・税額控除	特別償却
税目	所得税・法人税	所得税・法人税	所得税・法人税	所得税・法人税
対象地域	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
対象業種/設備	制限なし	ほぼ全ての業種	ほぼ全ての業種	中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス利用装置、風力発電装置専用機械類等
内容	<p>地方で本社機能を拡充する場合や、本社機能を東京23区等から地方に移転する場合に、以下の支援措置を適用できる。</p> <p>①オフィス減税 事業者が、特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物等について、特別償却又は税額控除(※)を適用できる。 (※)特別償却(取得価額の15%又は25%)又は税額控除(4%又は7%)</p> <p>②雇用促進税制 事業者が、特定業務施設において新たに従業員を雇い入れた場合に、新たに雇い入れた従業員の人数につき定額で税額控除(※)を適用できる。 (※)増加雇用者1人あたり20万円～80万円</p>	<p>中小企業等が、一定の対象設備を新規取得等して事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除(※)を適用できる。</p> <p>(※) 特別償却(取得価額の30%)又は税額控除(7%)</p> <p style="text-align: center;">(税額控除は、個人事業者又は資本金3,000万円以下の中小企業に限る。)</p>	<p>中小企業等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除(※)を適用できる。</p> <p>(※)即時償却(取得価額の100%)又は税額控除(10%)</p> <p style="text-align: center;">(税額控除は、資本金3,000万円以上の中小企業は7%)</p>	<p>固定価格買取制度からの自立化や長期安定発電の促進のため、事業者が再生エネルギー設備及び付帯的設備を導入することで、発電量の増加に資する先進的な設備投資等を行う場合に、特別償却(※)を適用できる。</p> <p>(※)取得価額の20%</p>
特例適用の際の計画策定の有無	事業者が策定する地方活力向上地域特定施設整備計画(都道府県知事が認定)	不要	事業者が策定する経営力向上計画(主務大臣が認定)	事業者が策定する中長期計画(各経済産業局が認定)
実績(平成29年度法人税)	319件	67,035件	14,143件	(H30年度に創設)

過疎地域における金融措置について

過疎地域を対象とした金融措置について1

条項	金融機関等名 (所管省庁)	制度名	対象地域	制度概要		実績(※) (単位:百万円)
				貸付対象者	貸付内容	
第13条 (資金の確保等)	日本政策金融公庫 (国土交通省)	企業活力強化貸付 (地域活性化・雇用促進資金(過疎地域関連))	過疎地域を含む条件不利地域	3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得する中小企業者	設備資金及び長期運転資金への貸し付け	H27:8,490 H28:15,262 H29:12,451
	(一財)地域総合整備財団 (総務省)	地域総合整備資金貸付	限定なし (過疎地域等については、融資比率及び限度額の引き上げあり)	法人格を有する民間事業者	地域振興に資するあらゆる分野の民間事業を対象に、設備の取得等に係る経費への無利子貸し付け ※貸付主体は地方公共団体 ※地方公共団体は、資金の原資を地方債で調達し、その利子の75%は地方交付税措置	H26:4,885 H27:9,981 H28:10,206
第26条 (株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け)	日本政策金融公庫 (農林水産省)	振興山村・過疎地域経営改善資金	過疎地域を含む条件不利地域	農林漁業者、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等	都道府県知事の認定を受けた農林漁業経営改善計画又は農林漁業振興計画に基づく事業への貸し付け	H27:なし H28:なし H29:678
	沖縄振興開発金融公庫 (内閣府)	過疎地域経営改善資金	沖縄県内の過疎地域			

(※)直近3か年度の過疎地域への融資実績

過疎地域を対象とした金融措置について2

条項	金融機関等名 (所管省庁)	制度名	対象地域	制度概要		実績(※) (単位:百万円)
				貸付対象者	貸付内容	
第27条 (中小企業に対する資金の確保)	－(廃止済み)	地域雇用促進資金 (過疎地域経営改善計画関連) 【平成16年度末廃止】	過疎地域のみ	都道府県知事の認定を受けた経営改善計画に基づき設備投資を行う中小企業者	新たな事業に必要な設備資金及び長期運転資金への貸し付け	－
	－(廃止済み)	地域振興対策貸付 【平成14年度末廃止】	過疎地域を含む条件不利地域	都道府県又は市町村の事業計画に沿って経営の合理化・近代化を図る中小企業者	設備資金及び運転資金への貸し付け (国・都道府県が信用保証協会を經由して金融機関に資金預託し、金融機関が中小企業者に貸し付け)	－
第28条 (沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け)	沖縄振興開発金融公庫 (内閣府)	住宅資金(個人住宅資金)	沖縄県内の過疎地域	個人	過疎地域自立促進市町村計画に基づき、集落整備のため過疎地域の住民が移転し住宅を建設する場合に、住宅の新築及び土地の取得に対し、償還期限の特例を設けて貸し付け	H27:なし H28:なし H29:なし

(※)直近3か年度の過疎地域への融資実績

過疎地域自立促進特別措置法における金融措置の規定

(資金の確保等)

第十三条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け)

第二十六条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業(畜産業を含む。)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であって農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(中小企業に対する資金の確保)

第二十七条 国は、過疎地域において事業を行う中小企業者が経済産業省令で定めるところにより作成した経営改善のための計画であって経済産業省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものに基づく事業の実施に関し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならない。

2 国及び都道府県は、前項に定めるもののほか、過疎地域において中小企業者が行う事業であって第一条の目的の達成に資すると認められるものの実施に関し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならない。

(沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け)

第二十八条 沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとり過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設若しくは購入又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

過疎地域の中小規模の起業等で活用が期待できる資金調達手法（例示）

項目名	区分			概要
	補助・寄附	出資	融資	
地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト。総務省所管）	○			地方公共団体が、民間事業者等による地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げ（施設整備費、機械装置費、備品費）支援を地域金融機関等と連携しながら行う場合において、事業化段階で必要となる経費について国が地方公共団体に対し助成を行う。（国交付率1/2、2/3、3/4、10/10） 公費（国・地方）による交付：地域金融機関の融資等＝1：1以上が原則。地域金融機関等の融資の割合が大きいほど、交付金額の上限額は増加する（2,500万円～5,000万円）。
地方創生推進交付金（地方創生起業支援事業。内閣府所管）	○			都道府県が、地域の課題解決に資する社会的事業（社会性、事業性、必要性の観点を持つ事業）を新たに起業する者を対象に、最大200万円の支援を行う。（国交付率1/2） ※ 上記とは別に、東京23区から東京圏外への移住を伴う場合、都道府県及び市町村が最大100万円の支援を行う。（国交付率1/2）
政策金融機関（日本政策金融公庫等）			○	例：日本政策金融公庫（企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金）） 条件不利地域（過疎地域、広域過疎地域（※）等）における中小企業者で、3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得（改造、更新を含む）する者に対し、低利の設備資金及び長期運転資金を貸し付ける。 ※広域過疎地域とは、過疎市町村を含む割合（市町村数の割合）が30%以上の従来の広域市町村圏に含まれる非過疎市町村、過疎市町村に隣接する非過疎市町村をいう。
地域経済活性化支援機構（REVIC）等によるファンド		○		例：地域経済活性化支援機構 地域の経済成長を牽引する事業者を支援するため、金融機関等と共同して、地域活性化や事業再生を目的としたファンド（基金）に対する出資や社債引受、ファンド運営を行う。ファンドが地域の事業者に対して出資や融資を行う。 さらに、地域活性化や事業再生のノウハウの蓄積と浸透を図るため、ファンドの支援先である事業者等に対し専門家派遣業務等を行う。
地域金融機関（都道府県による制度融資）			○	例：茨城県中小企業融資制度（小売商業・地場産業支援融資） 卸売業・小売業・飲食業及びサービス業のいずれかであって信用保証協会の保証対象業種であるものを引き続き1年以上営んでいる県内の中小企業者のうち、過疎地域に立地している者等に対し、金融機関が融資を行う。 県は、融資原資の一部を金融機関に預託するとともに、信用保証協会保証料の一部を補助することにより、事業者負担を軽減する。
クラウドファンディング	○	○	○	新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み（日本再興戦略H25.6.14）。 集められた資金については、資金提供者の意図する事業に使われた上で、資金提供者に商品やサービスがリターンされる場合（購入型）や、分配金などがリターンされる場合（投資型）等がある。

ローカル10,000プロジェクト

R1予算
地域経済循環創造事業交付金 10.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行うとともに、融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上の場合の上限額を引上げ。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、
・ 施設整備費
・ 機械装置費
・ 備品費

- ・ 原則 1/2
- ・ 条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3, 3/4
- ・ 新規性・モデル性の極めて高い事業は 10/10

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象

これまでの実績 (377事業、308億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(H30年度末時点))

公費交付額 110億円、融資額 151億円、
自己資金等 46億円

支援内容の充実

融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円、2倍以上の場合は、上限5,000万円まで引上げ(従前は2倍以上の場合、上限4,000万円)

重点支援

- ① 国等が開発・支援して実証段階にある新技術を活用した事業
 - ② 2020年東京オリパラ競技大会関連施策
 - ③ 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり
- に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

- 交付金の事業応募は随時受付中！(毎月10日締切)
応募に当たって不明な点があればお気軽にご相談ください！
総務省地域力創造グループ地域政策課(担当：富永、尾山、村岡、吉田)
電話：03-5253-5523(直通)

地方創生移住支援事業・地方創生起業支援事業

○ 地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。

	地方※1へ移住 (東京23区在住者又は23区への通勤者※2が移住)	
地方※1での就業 (地方公共団体がマッチング支援の対象※3とした中小企業等に就業)	就業した場合 最大100万円	
地方※1での起業 (地域課題解決に資する社会的事業を起業)	起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)	(地方にいたままで) 起業した場合 最大200万円

東京圏からのUIターンの促進
地方の担い手不足対策



東京23区在住者・
23区への通勤者

他省庁との連携

- ＜移住支援と連携＞
 - ・移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成（厚生労働省）
 - ・移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ（国土交通省）
- ＜起業支援と連携＞
 - ・設備資金及び運転資金について、（株）日本政策金融公庫の融資による支援（中小企業庁）

※1 東京圏の条件不利地域※4を含む。

※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※4在住者を除く。

※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金（過疎地域関連））※中小事業者向け

（株）日本政策金融公庫特別貸付制度 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyou_m_t.html

○ 目的

条件不利地域における中小企業の企業立地等による産業振興を通じ、当該地域経済の活性化及び雇用の促進を図るために必要な資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けるもの

○ 貸付対象

- 以下の(1)～(8)のいずれかの地域において、3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得(改造、更新を含む)する者
- (1) 過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域
 - (2) 半島振興法に定める半島振興対策実施地域
 - (3) 離島振興法に定める離島振興対策実施地域
 - (4) 奄美群島振興開発特別措置法に定める奄美群島
 - (5) 小笠原諸島振興開発特別措置法に定める小笠原諸島
 - (6) 山村振興法に定める振興山村
 - (7) 豪雪地帯対策特別措置法に定める特別豪雪地帯
 - (8) 過疎地域を市町村数で30%以上含む従来の広域市町村圏内の非過疎市町村又は過疎地域に隣接している非過疎市町村

○ 資金使途

雇用創出効果が見込まれる設備を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金(設備資金には、開業費等資産計上される資金を含むものとし、長期運転資金には当初1年間のリース資金及び人材確保に必要な資金を含むものとする)

○ 貸付期間

20年以内(うち据置2年以内)。ただし、長期運転資金については7年以内(うち据置2年以内)

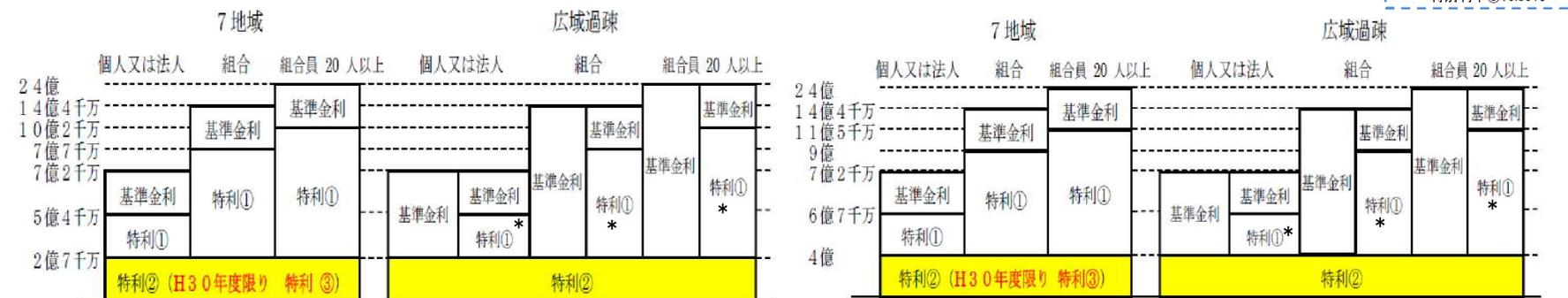
○ 貸付利率

基準利率。ただし、一定の条件を満たすものは特別利率①、②及び③。

・設備投資額が設備投資前の事業用固定資産の30%以上を占める場合以外

・設備投資額が設備投資前の事業用固定資産の30%以上を占める場合

【H30.12.12現在の金利(注)】
(貸付期間5年以内)
基準金利:1.11%
特別利率①:0.71%
特別利率②:0.46%
特別利率③:0.30%



*:雇用創出効果が5名以上(過疎から3名以上)

(注)日本公庫HPより。標記は標準的な貸付利率です。適用利率は、信用リスク等(担保の有無を含む。)に応じて所定の利率が適用されます。

地域経済活性化支援機構の概要

概要

- 平成25年3月、企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」に抜本的改組し、機能拡充
〔 英文名 : **Regional Economy Vitalization Corporation of Japan** / 略称 : **REVIC** (レヴィック) 〕
 - 従来の直接の再生支援に加え、地域活性化・事業再生ファンドの運営、専門家派遣等を追加
 - 平成26年10月、REVICの機能を拡充
(機能の例)
 - リスクマネーの供給を促進するための、民間資金の呼び水としてのファンドへの出資
 - 経営者の再チャレンジを支援するための、経営者保証付貸付債権等の買取り・整理
 - 平成30年5月、支援・出資決定期限及び業務完了期限を3年間延長
 - 機構は時限組織 (※)
 - 地域において自律的な取組みが継続するよう、地域金融機関へ地域活性化・事業再生等のノウハウを移転
- (※) 支援・出資決定期限は平成33年3月末、機構の業務完了期限は平成38年3月末

基本方針

- 先導的な地域活性化・事業再生モデルの創造
- 地域活性化・事業再生ノウハウの蓄積と浸透
- 専門人材の確保と育成、及び地域への還流

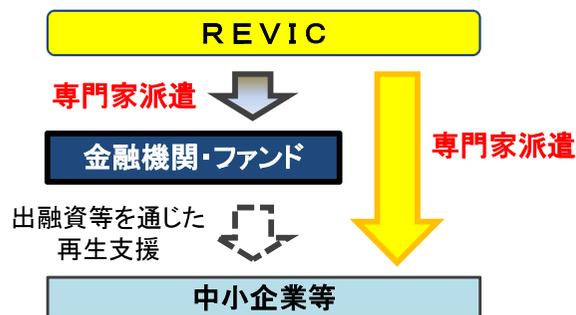
地域経済活性化支援機構の主な機能

再生支援業務

- 事業再生が必要な地域の中小企業等を支援
再生計画策定支援、債権者間調整、債権買取り、出資・融資・債務保証、専門家の派遣

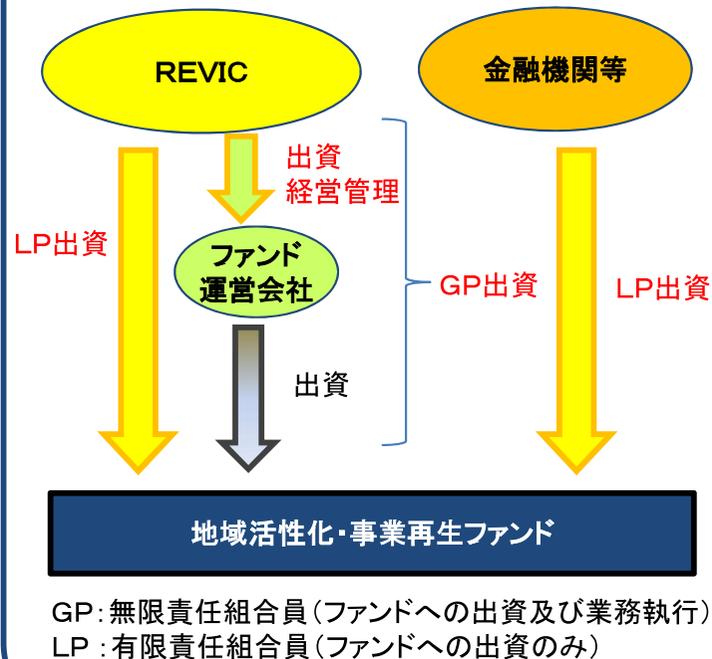
専門家派遣業務

- 機構の専門家を派遣し、以下の支援を実施
 - ・金融機関や機構が関与する地域活性化・事業再生ファンドの支援能力の向上
 - ・上記の金融機関やファンドの支援先である事業者の経営改善等



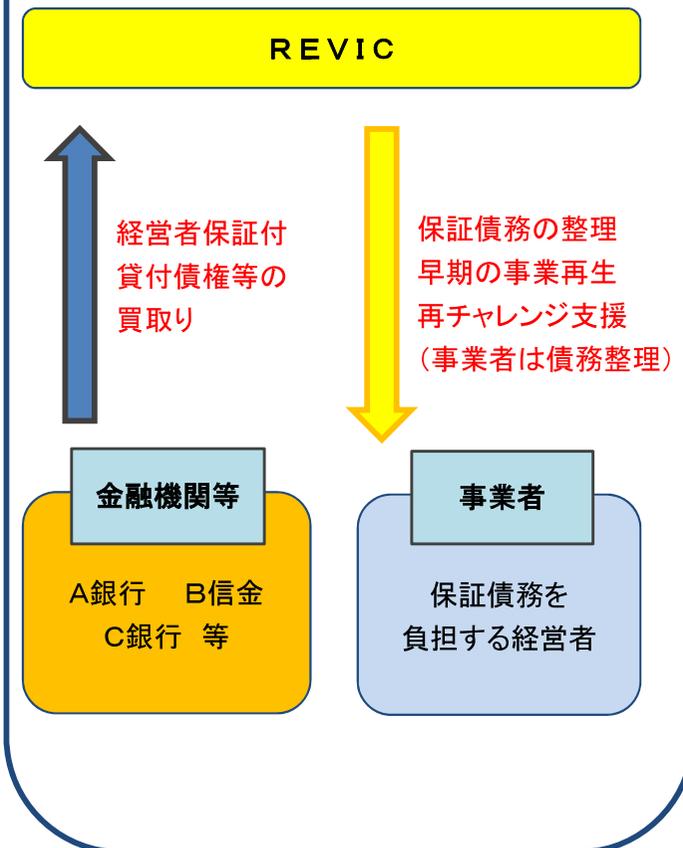
ファンド関連業務

- GP出資
地域活性化・事業再生ファンドに対する出資及び業務執行
- LP出資
地域活性化・事業再生ファンドに対する出資
※ 民間資金の呼び水としてのLP出資を行うことにより、地域活性化・事業再生ファンドの設立・資金供給を促進



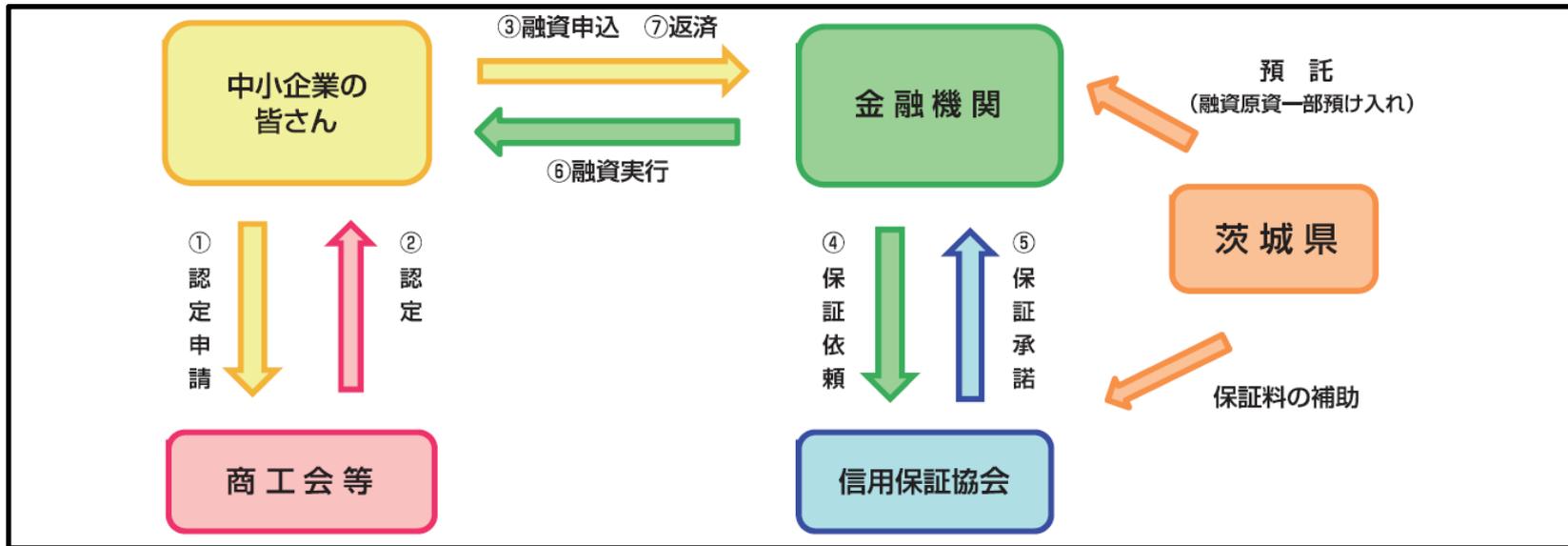
個人保証付債権の買取業務

- 経営者保証の付された貸付債権等を買取り、経営者の保証債務を「経営者保証に関するガイドライン」に沿って整理することにより、経営者の再チャレンジを支援



地域金融機関（都道府県による制度融資）

1. 都道府県制度融資の流れ（茨城県の例）



2. 融資制度の概要（茨城県の例（小売商業・地場産業支援融資））

融資対象	融資限度額	融資期間	融資金利	信用保証料	申込窓口
(1) 地場産業を営む者 (2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく指定地域内に立地している者	設備資金 1億円	設備資金 7年以内 （うち据置2年以内）	（保証付） 年1.3%～1.5% （保証無） 年1.8%～2.0%	年0.45%～1.9% ※	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
	運転資金 3,000万円	運転資金 5年以内 （うち据置1年以内）			

※2020年3月31日まで、表示の保証料率から10%割引。（一部の場合を除く。）

和歌山県串本町 「古い劇場跡を改修し、人が集い文化に触れる場所にしたい！！」 プロジェクト

1. 資金調達の概要

クラウドファンディングの分類	購入型
実行者	個人(H氏)
仲介事業者	READYFOR (株)
資金使途	屋根の補修代
目標金額 / 調達金額 / 1口あたり申込単位	1,500,000円 / 1,683,000円 / 3,000円~100,000円
購入者への返礼品	金額に応じ 感謝状、ポストカード、イベント招待券 等

2. 取組概要

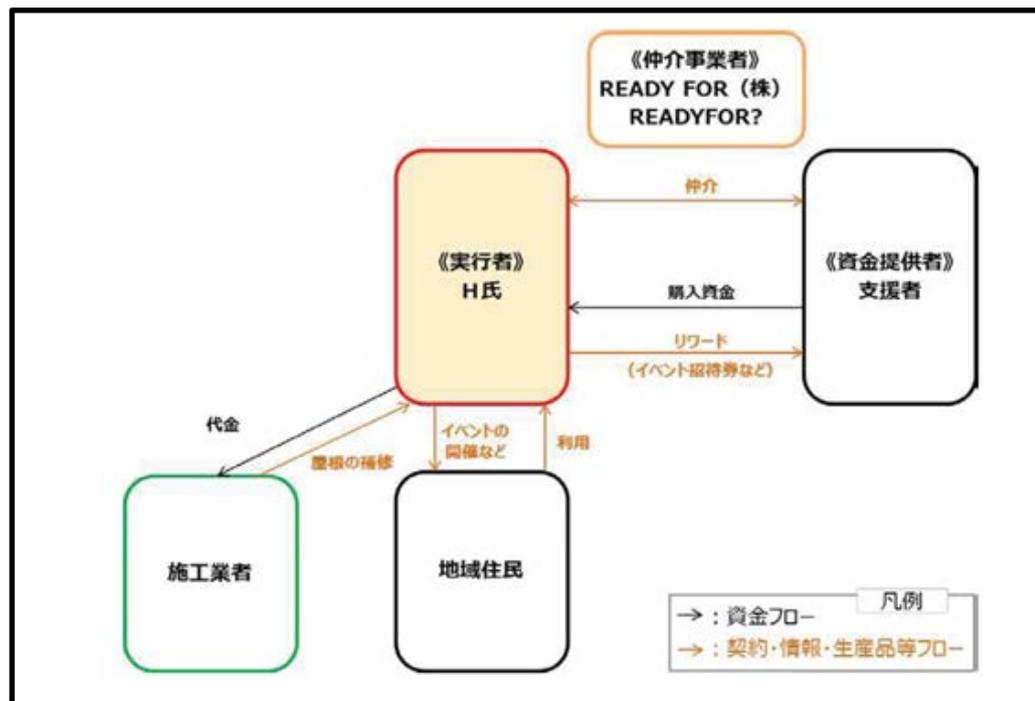
かつては地元の文化的な拠点だった木造の洋風建築物の廃屋(田並劇場跡)を、地域の人々が交流する場として利用するために改修。

廃屋の屋根の補修費用を2014年にクラウドファンディングで募集し、約160万円の資金を調達(1口あたり申込単位3,000円~100,000円)し、この資金で屋根を補修。

また、支援者に対しては、支援金額に応じて、返礼品として劇場ポストカードやトートバック等を提供。

その後、有志で建物の清掃等を行い2018年に劇場を再開。現在は、映画上映や子どもの造形教室、カフェなどを併設することで、地域の文化的な拠点となっている。

3. プロジェクトスキーム図



奈良県明日香村 飛鳥における古民家活用「おもてなし」プロジェクト

1. 資金調達の概要

クラウドファンディングの分類	投資型
実行者	(株)J-roots(ジェイルーツ)
仲介事業者	ミュージックセキュリティーズ(株)
資金使途	古民家リノベーション費用、内装・設備費用、運転資金
目標金額 / 調達金額 / 1口あたり申込単位	15,000,000円 / 約10,000,000円 / 31,650円
投資家へのリターン	売上げ金額に一定比率を乗じた額 他に特典として無料宿泊券、特産品 等

2. 取組概要

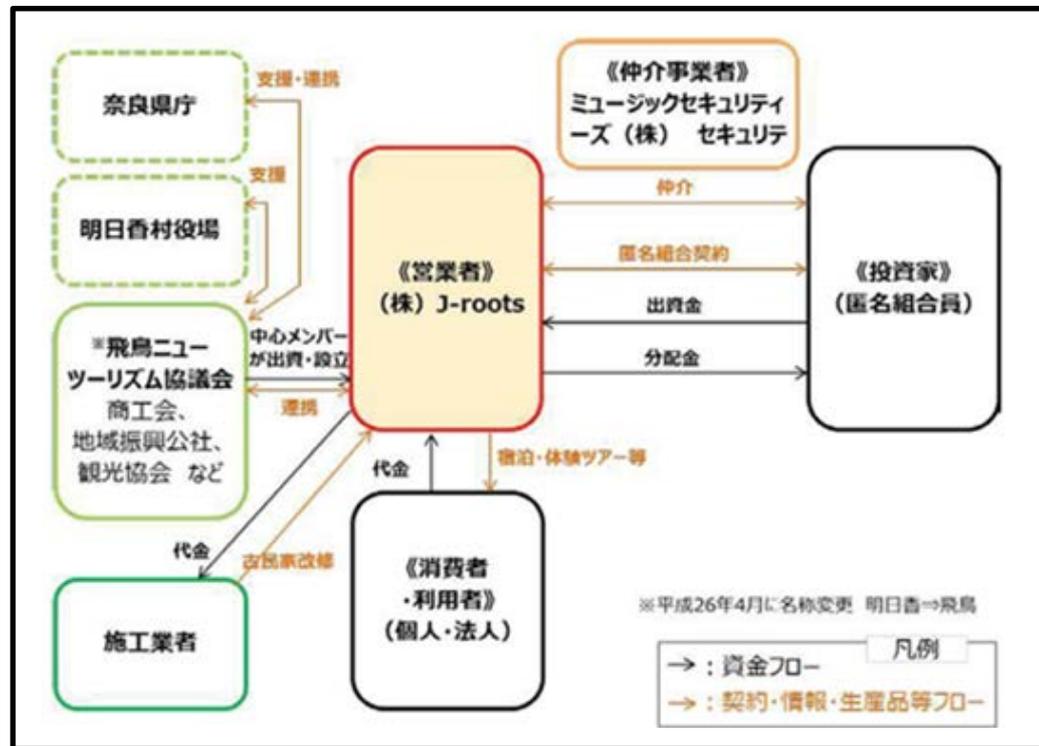
奈良県明日香村には日本最古の寺院とされる飛鳥寺など歴史的な観光資源はあるものの、宿泊施設が不足していることが課題となっていた。

このため、古民家を宿泊施設として改修するための費用や施設運営資金の一部を2014年にクラウドファンディングで募集し、約1,000万円の資金を調達(1口当たり申込単位31,650円)した。また、別途、総務省「地域経済循環創造事業交付金」(交付額1,100万円)や金融機関の融資を活用し資金調達を行った。

クラウドファンディングによる支援者(投資家)に対しては、売上金額に一定比率を乗じた額の分配金や、特典として無料宿泊券などを提供。

2015年から宿泊施設の運営を開始しているが、安価な料金設定(一泊2,800円)にしたことで若者や外国人などが多く利用し、滞在者と地域住民との交流の場になっている。

3. プロジェクトスキーム図



ご議論いただきたい内容(過疎地域における税制特例、金融措置について)

- 現行法の税制特例（第29～31条）及び金融措置（第13条、第26条～28条）の内容・実績は、以下のとおりとなっている。

〔税制措置等〕

条項	特例措置の内容	効果	直近の実績(H29)
第29条	事業用資産の買換えの場合の課税の特例	課税の繰り延べ	3件(778百万円)
第30条	製造業等に係る減価償却の特例(特別償却)	課税の繰り延べ	76件(1,647百万円)
第31条	製造業等に係る地方税の課税免除等に伴う減収補填措置	地方税の減収の75%を普通交付税で補填	1,685件(4,327百万円) [※]

※()内の数値は減収補填額

〔金融措置〕

条項	金融措置の内容	直近の実績(H29)
第13条	企業活力強化貸付(地域活性化・雇用促進資金(過疎地域関連))(日本政策金融公庫)等	133件(12,451百万円(日本公庫))
第26条	振興山村・過疎地域経営改善資金(日本政策金融公庫)、過疎地域経営改善資金(沖縄振興開発金融公庫)	4件(678百万円(日本公庫))
第27条	地域雇用促進資金(過疎地域経営改善計画関連)、地域振興対策貸付 ※いずれも廃止	—
第28条	住宅資金(個人住宅資金)(沖縄振興開発金融公庫)	なし

- 一方で、中間的整理で示されたとおり、過疎地域において「しごとづくりの新たな展開」が見られるほか、クラウドファンディングなどの新たな資金調達手法が活用されている。
- これらを踏まえ、過疎地域における税制措置や金融措置をどのように見直すべきか、ご議論をお願いしたい。